

# 独占禁止懇話会第 174 回会合議事録

1 日時 平成 18 年 6 月 13 日（火）10：00～12：00

2 場所 公正取引委員会 大会議室

3 出席者

【会員】後藤会長，石倉会員，井手会員，翁会員，小倉会員，榎野会員，古城会員，  
佐々木会員，嶋津会員，高橋会員，萩原会員，平田会員，舟田会員，森本会員

【公正取引委員会】竹島委員長，三谷委員，山田委員，濱崎委員

【公正取引委員会事務総局】上杉事務総長，鶴瀨首席審判官，和泉澤総括審議官，  
中島官房審議官（国際担当），伊東経済取引局長，舟橋取引部長，松山審査局長

4 議題

(1) 企業におけるコンプライアンス体制について

(2) 平成 17 年度における独禁法等の執行状況について

ア 独占禁止法違反事件の処理状況

イ 景品表示法違反事件の処理状況

ウ 下請法違反事件の処理状況

エ 企業結合事案の処理状況

5 議事

後藤会長 それでは，定刻になりましたので，まだお見えになっていない方もいらっしゃるかと思いますけれども，本日の独占禁止懇話会を開催させていただきます。

本日の議題は，お手元の議事次第にありますように大きく 2 点あります。第 1 番目が企業におけるコンプライアンス体制について，2 番目が平成 17 年度における独禁法等の執行状況についてであります。これらにつきまして公正取引委員会から説明を受けて，委員の皆様のお意見を伺いたいと思っております。

その前に，前回，特殊指定の見直しについていろいろと御議論をいただきました。これについて公正取引委員会としての結論を 6 月 2 日に公表しておりますので，舟橋部長よりこの件について御報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

舟橋取引部長 おはようございます。取引部長の舟橋でございます。

特殊指定の見直しのその後の状況につきまして，私から簡単に御説明させていただきます。

前回，3 月 27 日の会合で，特殊指定の見直しについて御報告させていただきました。その際，今，お手元にお配りさせていただいた資料の の食品かん詰

又は食品びん詰指定の廃止のところまでちょうどいていたわけですが、その後2か月半ほど経過しまして、  
、  
、  
の3つにつきましても廃止をしたということでございます。

そのうち の教科書につきましては、採択活動が8月末までございますので、実際の施行日は9月1日にいたしております。

新聞の特殊指定につきましては、ここにございますとおり、今回の見直しでは結論を出すことを見合わせるということでございます。この中身は、ページをおめくりいただきまして、2 のところで廃止をめぐる議論を簡単に整理いたしております。

最初の2(1)は私どもの指摘ということで、この特殊指定については2条9項に規定があるわけでございます。そこで「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」を指定するというところでございます。新聞特殊指定については、本来、競争の最も重要な要素である価格競争を「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」と指定しているということございまして、独禁法上の要件を満たしているとは言えないのではないか、法的な相当性に問題があるのではないかということが第1点です。

第2点としまして、新聞特殊指定が存在するがゆえに、現在でも新聞社ごとの判断で実施が可能な長期購読割引、口座振替割引等々が導入されていません。そういう意味で、消費者利益の増進の障害となっております。

「また」以下にございますけれども、新聞特殊指定が廃止されると戸別配達が無くなってしまわないかという主張があるわけですが、戸別配達は、消費者及び新聞販売店・発行本社双方の強いニーズから成り立っており、歴史的にもそうだとございまして、新聞特殊指定がなくなったとしても、戸別配達に影響するわけではないという整理をいたしているところでございます。

それに対して新聞業界の主張ということで、次のページの から まで整理いたしております。まず最初は、法的根拠はあるということで、販売店が定価を割り引くこと自体が不当な対価なり不当な顧客誘引に該当し、公正な競争を阻害するというのが第1点でございます。

第2点として、新聞はほかの商品とは違い、国民の知る権利、民主主義に欠かせないものであり、文化政策の観点からの議論も必要であるという御議論です。

最後に3点目として、いわゆる両輪論でございます。再販と特殊指定が補完し合って、同一紙同一価格と新聞の戸別配達を支えているということです。両輪の片一方を外すと定価の割引が広がって、価格競争の結果、販売店が淘汰されて、平等なアクセスが保障されなくなってしまうという議論をしているわけ

でございます。

こういう議論があったわけでございますけれども、議論がかみ合っているとはいえません。これ以上の議論を続けても、特段の進展は望めない状況です。また、各政党においても、特殊指定を存続させるべきだという議論があるということでございます。こういった状況を踏まえて、私どもとしては今回の見直しでは結論を出すことを見合わせるという考えになったわけでございます。私からの説明は以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。この点について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

竹島委員長 前回、3月のときに、まさに厳しい議論をしていた時期でございまして、私もいろいろと申し上げて一部新聞にも出しました。

今、取引部長から経過の御説明を申し上げましたけれども、かたい言葉でいうと、「公正取引委員会がその気になって告示を廃止するという決定をすれば、法律上は不可能なことではない」となっているわけで、突っ走ること一つの方法としてはあり得るわけです。

さはさりながら、半年にわたる議論をしても、この紙に書いてあるようなことで新聞業界との議論はかみ合いませんし、正面からの議論がなかなかかみ合っていないということが現実にあります。

各政党の皆さんからは「廃止はとにかく反対だ」という御意見が大変強くありまして、仮に公正取引委員会が告示を廃止するのであれば、同じものを法律で議員立法するということになりました。その可能性も否定できないというような政治状況にもなったものですから、それを押し切ってまで廃止してしまうのかということについては、やはり建前はそうであっても、そこはいろいろなことを総合的に判断して結論を出すべきだろうと思いました。

全部で5つあった古い50年の歴史のある特殊指定の4つが、最後は教科書についていろいろと調整を要しましたけれども、それも廃止やむなしということになりましたから、独り新聞特殊指定だけを残して同じような議論を続けてもしょうがないだろうと思ひまして、今回の議論はこれ以上しないということにさせていただきました。

我々が主張していることについて撤回したということでは決してないわけですが、今回は結論を出すことはしません。では、いつどうするのだという質問をその後よく受けましたけれども、そのことは決めておりません。いつまでもやらないということでもありませんし、すぐ今年、来年にやるということでもありません。

ただ、こういう問題が含まれているということについてはそれなりに問題提起をさせていただいたし、新聞業界もいろいろとお考えになるのかならないの

か、これからの動きも見つつ検討していきたいと思っております。

いろいろと御心配をかけたかたり御議論をいただいたのに、事後になりましたけれども、以上御報告をさせていただきます。ありがとうございました。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。第1番目に、企業におけるコンプライアンス体制についてであります。最近、課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正を初め、企業コンプライアンスの向上を求める動きが強まっております。

このような企業コンプライアンスを取り巻く環境が変化する中で、今回、公正取引委員会が上場企業1,700社に対して行ったアンケートを中心とした報告書が公表されましたので、これにつきまして大西経済取引局総務課長から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

大西経済取引局総務課長 経済取引局の総務課長をしております大西でございます。

お手元の資料に沿いまして、内容について御説明させていただきたいと思っております。独禁懇174-1「企業におけるコンプライアンス体制について(概要)」という2枚程度の紙がございます。これに沿いまして中身を御説明したいと思います。

今、会長のほうから御紹介がありましたとおり、最近、企業のコンプライアンスに係る法制度が随分整備されてきているような状況でございます。一つは公益通報者保護制度、それから会社法の改正、今回の国会で成立いたしました証券取引法を改正する金融商品取引法等、それぞれ会社の内部統制にかかわる事項について、法律の環境整備がかなり整ってまいりました。また、御承知のように、独占禁止法についてもリーニエンシーの導入等、企業コンプライアンスにかかわるような制度が作られた状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、東証に上場している約1,700社の企業に対して、コンプライアンスの整備状況等につきましてアンケート調査を行いました。それをまとめましたのが、今回の「企業におけるコンプライアンス体制について」というレポートでございます。

その概要ですけれども、まず最近の企業環境の変化ということで、1ページの最初を見ていただきますと、独禁法に関連して、どの程度違反行為が繰り返し行われているかということに着目したものでございます。

1ページの四角で囲んでおりますところを見ていただきますと、東証一部上場企業で、平成7年度から平成16年度の10年間で延べ180社が課徴金納付命令を受けております。そのうち17社(9.4%)が繰り返し違反行為を行っていた状況でございます。独占禁止法違反行為については、他の法令に比べまして繰り返しの違反行為が非常に多いということがございます。

また、最近の大型事件でございます日本道路公団の鋼橋の事件について見たものですが、それについては上場企業に絞れば37.5%が過去に違反行為を行っていたということで、相当程度違反行為が見られるということでございます。

他方、次の丸のところですが、このような独禁法違反行為に対する排除措置の中でコンプライアンスの取組を命じる事例が増加してきております。

次の2ページを見ていただきますと、独禁法の研修及び監査を命じた審決の例が最近かなり増えてきております。最初の箱の囲みを見ていただきますと、営業担当者に対する独占禁止法に関する研修、法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じ、それを自社の役員及び従業員に徹底させなければならないというタイプのものが平成15年度以降、かなり増加してきております。

さらに平成16年度に入りまして、行動指針の策定　いわゆるコンプライアンス・マニュアルという言い方をしておりますけれども、それを命じた上で法務担当者による監査、独占禁止法に関する研修を行い、役員及び従業員に周知徹底させなければならないという、独占禁止法におきまして、コンプライアンスをてこととして、排除措置を徹底させていくという動きが見られるようになっております。

それを受けまして、2ページの中段以降の(2)ですが、アンケート調査結果のポイントとなる部分を示したものでございます。

1番目の箱囲みのところです。コンプライアンス・マニュアルの策定等体制整備については多くの企業で進んでおりますが、その実効性の確保は今後の課題として残っているのではないかという状況でございました。

1つは、左側の体制整備の状況を見ていただきますと、86%の企業でマニュアルを策定、77%の企業が相談とか通報の窓口であるヘルプラインを設置、又は7割の企業がコンプライアンス委員会を設置している状況でございますが、マニュアルの整備一つをとってみても、約半数の企業で2003年以降に策定ということで、比較的最近このようなマニュアルが策定されたということが把握できました。

ヘルプラインを設置していた場合についても、独禁法関係の実際の相談や通報の窓口になっているかといいますと、81%の企業で実績がありません。

あるいは、コンプライアンス委員会を設置しているような企業トップその者が(委員長を)務める企業は4割弱にとどまるということで、実効性という観点からはまだ課題が残っているのではないかというような状況でございました。

2つ目の箱囲みでございますが、コンプライアンスの徹底のために最も効果的なことは何かということについて、企業意識について調査しております。最も重要なものとして経営トップの意識を挙げられた企業は55%ということで、

多くございました。また、マニュアルの整備、監視組織の設置が非常に重要だという意識がございました。

さらに、経営トップのコンプライアンスへの関与の方法につきましては、7割の企業で経営トップ自らがコンプライアンスの重要性を呼びかけるということでしたが、法令違反発見時の対応を経営トップ自ら行う企業は約3割にとどまるような状況でございました。これは後でも出てまいります、コンプライアンスの徹底に関しては、企業トップが非常に重要な役割を果たすだろうというふうに考えられます。

次の箱囲みのところですが、独禁法関係の研修・監査について調べましたところ、44%の企業が独禁法に関する一般的な研修を行っておらず、56%が社内監査を行っていないという状況でございました。

3ページにかけてのところですが、今回の独禁法でリーニエンシー等の導入がございましたので、これを受けて「社内監査を行いましたか」とお聞きしたところ、実施している企業は7%にとどまるような状況でございました。

さらに、今年1月の時点で調査しておりますが、本年1月の段階で課徴金減免制度を考慮している企業は約23%であります。社内監査を実施した企業の7%に比べれば多いですが、4分の1程度にとどまっていたということでございます。

(3)ですが、企業実務家とか有識者の意見をコンプライアンスの調査をする過程の中で我々の方で聴取いたしました。その中で皆さんが有効と思われる基本的な考えが幾つか出てまいりましたので、それをまとめたものが5点ございます。

先ほど申し上げたとおり、やはり経営トップが企業コンプライアンスの重要性を内外に発信されることが、実質的な企業コンプライアンスを上げる上で極めて重要であるというお話が非常に多くございました。

2点目は有効な監査体制の構築ということで、各部門の実態を正確に把握する必要があるということでございます。

3点目の企業倫理の向上は、監査体制だけでは限界があり、実質的に社員の倫理あるいは本当に法令を守ろうという意識の向上が不可欠であるということでございます。

4点目の効果的な内部統制システムは、今回の商法改正、会社法の改正に絡んでおりますが、いかに効果的な内部統制を作り上げていくかということでございます。

5点目の違反行為発見後についてどのように対応していくかということが重要であるということで、ここでは5点を取りまとめさせていただいております。

最後の(4)は参考までということですが、欧米における独占禁止法と企業コ

ンプライアンスということで、実際に企業がコンプライアンス体制を促進する上で参考となる欧米の例あるいは米国の量刑ガイドラインなどについて、その内容を紹介させていただいております。

今のアンケート調査の一番のポイントをかいつまんで御説明申し上げたところをもう少し詳しく説明したものが、最後の4ページの別紙でつけております。以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

この説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石倉会員 アンケート調査ですが、回答率は71.6%で結構高いのですが、回答した人がどなたかというのわかるのですか。それとも、企業の中で指定したのでしょうか。

大西経済取引局総務課長 指定したわけではございません。実質的に、企業の法務部門担当の方がアンケート調査に答えられたということだと思っております。大半はそういう方で、トップが直接答えられるということには必ずしもなっていないと思います。

森本会員 今回の御質問と同じようなことは前に地方公共団体の調査か何かのときに質問したと思うのですが、こういうアンケート調査の結果は非常に重要なことで、実際にお書きになるのは経営トップではなくても、このようなアンケート調査がなされていることは経営トップにもお伝えするようなスキームをお考えになったほうがいいかと思えます。

それとともに、アンケート調査をされた1,700社に調査結果をどのような形でお送りしているのか。また、この調査結果は非常に貴重なものだと思うのですが、どのような形で広報されるというか、この調査結果を今後の企業のコンプライアンス向上のためにどのような形で公正取引委員会として生かされようとしているのかをお教えいただければと思います。

大西経済取引局総務課長 今日お配りしている「企業におけるコンプライアンス体制について」という形でまとめたレポート本体については、既にホームページ等で公表しているところでございます。

実際のアンケート調査のもう少し詳細なデータがありますので、原データについても添付した形で冊子化を行うことを考えています。冊子化した上で、御協力いただいた企業等に直接送付させていただきます。現在、冊子については作業中ですが、冊子がまとまれば主な経済団体についても送付させていただきたいと考えております。

後藤会長 ほかに何かございませんか。

舟田会員 質問といいますが、どうお考えですかということですが、コンプライ

アンスの徹底のために最も効果的なことは何か」「経営トップの意識である」というのはどうしてかということです。調査した結果、何か感想があればというぐらいのことですけれども。

2~3年前、ここで独禁法の課徴金の強化のための研究会をやっていて、企業の委員の方も何人かおられたわけですが、その最中にその企業が独禁法違反をしたわけです。もちろんコンプライアンス・プログラムはちゃんとやっている企業であったわけです。

そうすると、トップの意識があることと、営業が勝手にやったのだといわれるようなことがあるとすると、どういうふうに理解したらいいのかという素朴な気持ちをずっと持っていたものですから、何かあるいはほかの皆さんからあればということで。

後藤会長 いかがでしょうか。確かになかなか難しいというか、どうみたらいいのだろうかということだと思いますけれども。

石倉会員 私が最初に御質問したのは、「トップが一番責任がある」というところにひっかかったからなので、大体そういう答えが出てくるだろうということだと思います。トップの意識があればそれでいいのかというと、必ずしもそういうことではありません。

大体この手の話というのは、少なくとも私の経験では、内部では誰かがわかっていますが、それがなかなか伝わらないとか、それをちゃんと統制するシステムがない場合が圧倒的に多いということを理解しています。そちらに対しても働きかけないと、「トップの責任です」と言うとも何でもトップの責任で終わってしまうと思います。そういう意味もあって、さっき「回答なされたのはどなたでしょうか」ということを申し上げたのです。

内部のシステムをよくするような形に、こちらからも働きかけることができるのではないのでしょうか。どうしたらいいのかというと、これから想像すると、推測にすぎないのですが、まだあまりよくわかっていないところが結構あると思います。何がいけなくて、何をしたらよくてというところがあると思います。

例えば内部をがっちりやっているシステムはこういう企業がありますよ。こういうことをやっていることが分かれば、それがベンチマークになって参考にすることもできるのではないかと思います。

そのときに日本企業の例を持ってくると、そういうことをやっていたのに後で問題になると困るから避けることがあるかもしれません。外国企業だと日本には参考にはならないという両方の問題点があるのですが、幾つかそういう事例を持ってくれば少しは参考になるのかなという気がしました。

後藤会長 ありがとうございます。ほかにどなたか御意見、御感想はございませんでしょうか。

大西さん、今の事例の件についてはいかがですか。

大西経済取引局総務課長 意見交換会というか、勉強会的に企業の実際の法務担当者といろいろ意見交換を行っております。本体の32ページ以下に、企業における取組事例ということで、4例ほどでございますけれども、どういう取組をしてきているのかという実際の例を書かせていただいております。企業担当者の方には若干参考になるのではないかという事項を、ここの4例で書かせていただいております。

その中で、例えば社内の内部統制といいますか、社内の違反行為を見つけるに当たって、社内リーニエンシーといいますか、社内的な責任は問わないからちゃんと報告しなさいという仕組みを講じているような例のお話ございました。参考にさせていただければと考えております。

後藤会長 何かほかにも御意見はありませんか。よろしいですか。

それでは、特に御意見等がございませんようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

今日の2番目の議題は、平成17年度における独禁法の執行状況についてということであります。これは中が4つに分かれております。独占禁止法違反事件の処理状況、景品表示法違反事件の処理状況、下請法違反事件の処理状況、企業結合事案の処理状況という4つのポイントに分かれております。

順番に御説明いただきたいと思いますが、最初に独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、山田審査局管理企画課長から御説明いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

山田審査局管理企画課長 管理企画課長の山田でございます。

ただいまのコンプライアンスの報告書もございましたけれども、このような独占禁止法違反行為を行わないようにしていただく企業の取組は非常に重要であろうかと思っております。

その一方で、独禁法違反事件に対してきちんとした処理をしていくことが前提にあって、このような取組もまた着実に動いていくのだろうと思っております。そういう意味からしましても、独禁法違反行為に対しましては迅速かつ効果的な措置を採っていくことを私どもの方針としております。

本日は、平成17年度の独禁法違反事件、特に審査事件につきまして御報告させていただきます。お手元の資料の独禁懇174-2でございます。初めに3ページほど概要がございまして、それをおめくりいただきますと本文がございまして、後ろのほうは、数字の資料や違反事件の概要を書いております。本文はそれほど長くありませんので、本文で御説明をさせていただきます。

資料の1ページのグラフを御覧いただきますと、17年度の処理状況は延べ492事業者に対しまして19件の法的措置を採っております。後ほどまた御紹介いた

しますが、このうちの2件は改正独禁法に基づく排除措置命令でございます。

御案内のように、18年1月から改正独禁法が適用されておりますので、特に手続的な面につきましては、新法と旧法の両方が現在動いている状況でございます。若干状況が入り組んでおりますので、分かりにくい点もあるかと思えます。

17年度は、19件の法的措置のうち13件が入札談合でございました。その他、カルテル4件、不公正取引2件などとなっております。警告も7件でございます。

資料の2ページ目でございます。カルテル、談合などに課されます課徴金ですけれども、グラフを御覧いただきますとお分かりになりますように、失効した課徴金を除き、また審決で課徴金を命じたものを加えるという形にいたしまして、平成17年度は約188億7000万円で過去最高の額でございます。以前セメントカルテルがありましたときがこれまでの最高だったのですけれども、それを上回る額になっております。このうちのほとんどすべてですが、188億円が入札談合にかかるものでございました。

入札談合ですけれども、次の段にあります入札談合等関与行為防止法に基づきまして改善措置を求める権限がございます。17年度におきましては日本道路公団 現在は民営化されまして3つの高速道路会社になっておりますけれども、元公団に対しまして改善措置要求を行っております。これは鋼製橋梁の事件でございまして、後にも幾つかの場面でまた出てまいります。

申告の状況は割愛させていただきます。

3ページの(5)でございます。先ほどのコンプライアンスの報告書のところでも触れておりましたけれども、課徴金減免申請の状況でございます。御案内のように、これも平成18年1月から施行されてありまして、年度内、3月末までの段階で26件の申請がございました。内訳とかどういう業種でというのは、これから審査する可能性のあるものでございますし、また申請者自身の保護の問題もございますので公にさせていただいておりませんけれども、26件という数字は公取に対して減免の申し出をしてきたということで別個に扱い得るものをカウントしております。また、事前の申請と調査開始後の申請の両方を含む数値でございます。今後もそういうふうなカウントの仕方になると考えております。

先ほど迅速な処理と申し上げましたけれども、事件処理期間でございます。平成17年度は約8カ月でございました。これは平成16年度と同水準でございます。ただ、何度も申し上げて恐縮ですけれども、平成18年からは排除措置命令と課徴金納付命令を行う際に事前手続が導入されております。事前に命令の案を送付して、それに対して申し出があった場合には証拠の説明などを行い、意見申述、証拠提出の機会を与える期間を設けます。これが処理の期間に当然

算入されてまいります。かつまた、課徴金納付命令も同時に行っております。これまで処理期間におきましては、勧告までで、期間に課徴金の算定期間は入っておりませんでしたので、これらを含めても前年と同水準を維持できたということで、少しは迅速化していると考えております。

続きまして、刑事告発でございます。平成17年度中は2件で、いずれも鋼橋の談合事件ですが、国土交通省発注の件と先ほども出てまいりました道路公団発注の件につきまして告発を行っております。これは改正法施行前ですので、旧法の手続に基づくものでございます。若干報告範囲を超えますが、昨日も、犯則審査部におきまして調査を行った事案につきまして告発を行っております。

各行為ごとの類型でございます。4ページ、5ページ以下になりますが、個々のケースにつきましては既に公表させていただいているものもございますので、多くを申し上げることはないかと思えますけれども、何度も出てまいります鋼橋の談合事件のような大型事件を扱ってまいりました。

それとあわせて、先ほどコンプライアンスの報告の中でありましたが、実効性のある措置を採っていきたいということで、排除措置の内容についていろいろ工夫させていただいているところでございます。コンプライアンス・マニュアル作りなどを措置の中を含めるほか、例えば鋼製橋梁事件では直接談合に関与していた担当者の配置の問題などにつきましても措置を採るよう命じているところでございます。

4ページの真ん中のちょっと下にあります沖縄の事件でございます。これが先ほど申しました改正法適用の第1号事件でございます。この件につきましては100社を超える関係人でしたので、それを慮りまして事前手続におきましても比較的余裕を持った期間を定めて、何社からは証拠説明の申し出がございましたので、そうした手続も踏まえた上で排除措置命令、課徴金納付命令を行っております。

5ページの下の方ですが、中小企業等に対する不公正取引ということで、とりわけ約50年ぶりでしたが、銀行の優越的地位濫用、金利スワップ取引に係るものですが、三井住友銀行に対しまして勧告審決を行っております。結果的にこれが最後の勧告審決になりましたけれども、この中でもやはりコンプライアンス、社内での運営体制の整備を命じております。

6ページの不当廉売の関係でございます。酒、石油製品などを中心にしまして、607件の注意を行っております。

公共調達におけるダンピング受注、1円入札などですけれども、平成17年度におきましては財務省が発注いたしましたオークションの運営補助業務に関しまして、インターネットとそれ以外のものでヤフーとシンワアートというところが1円入札を行いました。これにつきまして警告を行っているところでござ

います。

また、平成17年度から調査を行ってございました和歌山での石油製品の不当廉売事案に関しまして、平成18年度に入りましてから排除措置を命じております。

そのほかIT・公益事業分野におきましても法的措置を採ったものはございませんでしたけれども、引き続き問題関心をもって積極的に事案の調査を行い、結果として違反がなかった場合でも、当事者の同意を得た上でどのような考え方の下に調査を行ったのかということ公表しておりますし、今後もこうした方針は続けていきたいと考えております。私からの報告は以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、これにつきまして御質問、御意見を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

舟田会員 3ページの(6)の事件処理期間のところですが、改正法になって正式な行政命令を出す前の手続が長くなるのではないかと、一種のミニ審判になるのではないかとというような懸念があったところですが、これでは全部合わせて平均審査期間は8か月ですからよくなったということでもあります。

沖縄以下の事件で、事前通知を出してから排除措置命令を出すのに大体どのくらいかかっているものでしょうか。あるいは、それはあまり参考にならないものかもしれませんけれども。

山田審査局管理企画課長 御案内のように、事前通知を出しました段階で意見の申述までの期間を定めることになっております。原則としてそれは2週間程度としておりますけれども、例えば実際に第1号がいきなりそうってしまったのですが、沖縄のケースのように100を超える企業があって、そこから証拠の説明について多くの申し出があれば、それはやはり全部対処した上で意見を出していただくことにせざるを得ないと考えております。この件では、その期間を大体1か月ぐらいということで設定しております。

こう申し上げていいのかわかりませんが、少なくとも私どもの目から見ますと、違反が存在したということの事実関係が比較的明らかな事件でしたので、100社みんなから説明の申し出があったわけではなかったということもございました。そういう意味で、これが必ずしも多数を扱った際の前例になるとは限りませんが、今、申し上げた期間内でできております。また、4月以降も何件か排除措置命令を行っております。もちろんその中には不公正取引のように単独、1社のケースもございますので、こうしたケースにつきましては原則どおり行っております。

今、先生から御指摘がございましたような意味で、期間が長く掛かるのではないかとこの点、今のところまだそうした問題は起こっていないと考えております。

舟田会員 特に課徴金納付命令も同時に出すということなので、計算が大変だろうなという心配がありました。

私も沖縄の事件はどういうものかよく知りませんが、沖縄の事件は、課徴金についてはあまり問題がないような事件だったということもあったのでしょうか。

山田審査局管理企画課長 談合事件でございますので、当然、将来は審判にもなり得ることを考えれば、個別の物件についてどれだけ違反行為の範疇に入っていたのかという認定はそれぞれ必要になります。

必ずしも認定しやすかったということではないと思いますけれども、審査を終えてから課徴金算定作業をスタートするのではなくて、審査のある程度大まかな見込み、相当程度の違反事実の認定ができる、違反の範囲がある程度はっきりできる段階から、課徴金算定のための準備作業を行っておりますので、そういう意味からいいますと、従来の審査に関する調査手続と課徴金に関する調査手続をオーバーラップさせてきております。そういう意味でも、時間が必要以上に掛からないようになっておりますし、今後もそうしていきたいと思っています。

後藤会長 ほかにいかがでしょうか。

古城会員 今のことに関連するのですけれども、事前手続の運用は難しいと私は思っています。1 つは、今のお話のように、件数は多いけれども割と簡単に処理できる事件だったということでしたが、相手方がしつこく争っている事件のときにどう処理するのかというのが1つの関心事です。

2 通りの方法があって、事前手続を割とゆっくりやってあげるやり方と、それはあっさりやって後は審判の話だと切りかえていくやり方があると思いますが、そういうことの参考になるような事件はまだ出てはいませんか。

山田審査局管理企画課長 正直に申し上げて、幸か不幸かという問題かもしれませんが、今のところそのようなある意味で深刻な事態になるようなことは生じておりません。

ただ、私どもは証拠を説明いたしますのも、違反行為を基礎づけるために必要な証拠ということで、その範囲におきましては相当程度のことを1月以降実際の案件で説明しております。最終的に相手がそれで納得できるかどうかということはまたございますけれども、私どもとしてはきちんとした説明をさせていただいていると思っております。そのために、例えば20分、30分でパッとやるのではなくて、半日あるいはそれ以上かけて説明したようなケースもございます。

その上で更に納得できないということであれば、先生がおっしゃった2番目のケースになるのかなと思います。審判請求期間中のものもございますから、

すべて楽観的な見通しというわけではありませんけれども、今のところまだそういう事態にはなっておりません。

榎野会員 不当廉売について確認したいのですけれども、平成 17 年度は注意を 607 件行ったということですね。この統計を見ますと、ここ 3 年は大体 600 件ぐらいで安定しているのですが、例えば平成 13 年度を見ると 2,600 件とすごく多かったですね。特に酒でしょうけれども、酒の業界がだんだん正常化してきたということでしょうか。

それに比べて石油もすごく伸びているんですけれども、逆に石油がちょっと荒っぽくなってきたのか、その辺の考え方はどう見たらいいのかをお伺いしたいと思います。

山田審査局管理企画課長 まず 3 ページの申告件数を御覧いただきますと、今、御指摘がありましたように、平成 13 年度の少し色をつけてありますのは小売業の不当廉売の申告件数です。それは現在に比べて 2 倍以上の 4,000 件近くございました。特に注意案件の場合は迅速に数か月以内に処理しているということもございますので、これは反映していると思います。もちろん中にはそもそも違反にならないものも申告の中にまじっておりますので、申告の増減がそのまま措置の増減に直接つながるとは限りません。

そういう意味からしますと、公取として不当廉売の措置を採る必要があるようなものは全体として確かに減ってきていると思います。ただ、石油の廉売がひどくなっているのかという点については、必ずしも十分な分析はしておりません。

後藤会長 よろしゅうございますか。ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

高橋会員 ただいまもありました不当廉売事件に関してですけれども、公正取引委員会の政策目標として、小売業に係る不当廉売は 2 か月をめどにするということが出ていますが、ここ数年の推移を教えていただけたらと思います。目標が 2 か月ということのようですが。

山田審査局管理企画課長 今、手元に細かな数字がございませんけれども、特に迅速に処理するという意味で、違反の萌芽を摘むということになりますけれども、そうしたものにつきましてはほぼ 2 か月ということは維持できていると考えています。

他方、先ほど申しました法的措置を採るような案件につきましては、違反であることの立証のための十分な証拠も必要になってきますと、やはりそれなりの調査期間は掛かることになります。

井出会員 課徴金について御質問したいのですけれども、課徴金の納付命令に対して金額が不服だということで争うケースは傾向的には増えていると理解していいか

と思います。その際に算定基準をめぐって争うというケースだと思うんですけども、経済学的に考えても売上げとかカルテルの期間とかいろいろ大変だろうと思いますが、そのときの算定基準はある程度透明性はあるのでしょうか。

山田審査局管理企画課長 基本的には、今、先生がおっしゃいましたように、カルテル期間中の売上高ということだと、対象品目であることと、それが対象期間中の売上げとして計上されたことです。基本的には会計原則にのっとって計算しております。

他方、実際に争いになっているケースの多くは、通常のカルテル事件よりはむしろ談合事件で、特定の物件が談合行為の対象であったかどうかということで争うケースが多いかと思います。その際には、個別物件ごとに競争制限効果が及んでいるかどうかということが論点になってくるわけでございます。それにつきましてはこれまでの審決等の分析がございますので、私どもとしてはそれで相当程度明らかになっていると考えております。

萩原会員 3ページに課徴金の減免申請の状況で、今年の1月から3月まで26件の申請があったということですが、この26件の規模といいますか大きさは、どの程度の案件についてこういう申請があったのかを参考までにお聞かせ願えればと思います。

山田審査局管理企画課長 先ほど申し上げましたけれども、具体的にどういうたぐいのものであったのかということのお答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、大きいものもあれば小さいものもあります。

これはあくまで申請ベース、独占禁止法違反になり得るということで、かつ当事会社がそれに参加しているという報告を受けておりますので、その中身につきましては、今、申しましたように企業規模としても大きいものもあれば小さいものもあり、様々でございます。

後藤会長 ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

古城会員 今の26件というのは、一つの事件について2社あるのは2件と数えられているのですか。

山田審査局管理企画課長 そうでございます。

古城委員 分かりました。

後藤会長 ほかに何かございませんか。

それでは、次の議題の景品表示法違反事件の処理状況に移りたいと思います。これは岡田取引部景品表示監視室長から御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

岡田取引部景品表示監視室長 景品表示監視室長の岡田でございます。新聞発表資料に基づき説明させていただきます。

まず、処理状況でございますけれども、平成17年度は排除命令28件、警告

36件、注意610件ということでございます。注意案件につきましては、平成16年度は消費税の総額表示事件が多発しましたので、平成17年度は100件ほど少なくなっておりますが、全体的には件数が非常に伸びたと考えております。

なお、排除命令28件と申しますのは昭和50年度の件数に並ぶもので、30年ぶりの大きな件数であったと考えております。

また、御案内のとおり、景品表示法では第4条2項という規定を平成15年11月に導入したわけでございます。この規定は、表示の根拠を15日間と期間を区切って事業者に求めまして、合理的な根拠が提出されない場合は法第4条第1項第1号違反とみなすという規定でございます。この規定を適用した排除命令件数が平成16年度は2件でしたけれども、昨年度は5件ということで、運用が定着してきていると考えております。

具体的な排除命令の内容でございますけれども、食品関係が16件ということで、健康・安全志向の中で、消費者の食品に対する意識が非常に高まっていますので、排除命令の半数近くになったということでございます。これは平成16年度も同じような傾向でございます。

次に、陶磁器の原産国の不当表示がありますが、この陶磁器とは福岡県の有田焼でございます。有田焼と表示していながら、実際はタイ産であったということでございます。市場的な規模という観点から見れば小さな市場で地方に特化した事件ですけれども、地域ブランドの保護は非常に重要な政策課題になっているわけですので、地域ブランドを保護するという意味でも非常に有意義な事件であったと思います。

次に、有料老人ホームの不当表示があります。平成16年4月に導入いたしました第4条第3項による指定告示の適用案件でございます。高齢化社会に向けまして、今後もこの分野は非常に需要が増していくことが考えられるわけですので、このように国民のニーズに適合した分野に対して法適用をしていきたいと考えております。

また、活水器の不当表示が3件ございます。これは非常に高額な商品で、1商品が30万くらいするようなものもあります。また、この商品は水道管に直結するだけで半永久的に使えるもので、しかも追加的な費用もいらないということで、消費者が飛びつく商品です。東京都などもこの分野については、積極的に調査した案件でありまして、この3件について第4条第2項を適用して排除命令を行ったということでございます。

次に、警告の概要でございます。資料にありますとおり、食品関係では警告も4件あるわけでございます。また、それ以外にも重要無形文化財に係る商品の不当表示があります。これは結城つむぎという、茨城県の地域に根差した特産品に係る表示であったわけでございます。重要無形文化財という表示をして

40年近く売られた商品の一部が、重要無形文化財の指定要件を満たしていなかったということでありまして、警告を行ったという事案でございます。

また、ガソリン価格の不当表示が6件ございます。これは福岡県のガソリンスタンドでの不当表示で、消費税の総額表示が義務付けられている中で税抜き表示を大きく掲げて、ドライバーにとってみれば当然総額表示とってしまうような表示をしていましたが、実際にはガソリンを入れた後で税金分を上乗せされていたということで、優良誤認の疑いで6件警告したということでございます。

次に、都道府県の処理状況でございます。景品表示法は都道府県も運用していきまして、当委員会と同様に違反行為の差止め、あるいは訂正広告の公示等を指示することができるようになっていっているわけでございます。平成17年度におきましては、11件の指示を行っております。具体的な中身は資料に記載しておりますけれども、食肉の原産国の不当表示であるとか豆腐の原材料等の不当表示など地域に根差した不当表示事案が多かったということでございます。

次に、消費者取引の適正化への取組状況でございます。まず規制の見直しということで、先ほど説明がありましたとおり、特殊指定の見直しを行っております。

また、車検整備に関する表示の実態調査を行っておりますが、公正取引委員会では一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、さまざまな分野において実態調査をしているわけでございます。平成16年度は車検整備について実態調査を行い、その結果を踏まえて、景品表示法の考え方を整理して公表しております。

次に、公正競争規約の変更の状況でございます。18年3月末現在、公正取引委員会では表示規約65件、景品規約40件を認定しています。その中で表示方法の複雑化とか消費者ニーズの多様化等を踏まえまして、公正競争規約の設定・変更等の指導を行っているわけでございます。

17年度におきまして変更を行った主なものは、不動産の表示に関する公正競争規約、主催旅行の表示に関する公正競争規約、銀行業における表示に関する公正競争規約です。

続きまして、資料の4ページでございます。公正取引委員会では、消費者取引適正化推進委員制度を平成17年度から導入しているわけでございます。消費者モニターでありますとか、消費者問題に詳しい学識経験者の方等々から200名以内を委嘱しております。消費者取引の適正化を一層高めていこうという観点から設けている制度でございます。

平成17年度におきましては、この推進委員に対して各種アンケート、試買検査会への出席、個別具体的な事案の情報収集等をお願いいたしまして、消費者

取引の適正化に関する業務を行ったということでございます。私からは以上で  
ございます。

後藤会長 それでは、続きまして下請法違反事件の処理状況について御説明を伺った後  
で、まとめて景表法と下請法の違反状況についての御質問、御意見をいただき  
たいと思います。

下請法違反事件の処理状況について、石垣取引部下請取引調査室長から御説  
明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

石垣取引部下請取引調査室長 石垣でございます。お手元の独禁懇 174 - 4 の資料に基  
づきまして御説明させていただきます。

最初に、「第1 下請法の運用状況」の「1 定期書面調査」とありますので、  
書面調査の実施状況から御説明させていただきます。下請取引の性格上、下請  
事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できませんので、公正  
取引委員会では従来から親事業者及びその下請事業者を対象に、定期的に書面  
調査を実施してきております。

書面調査件数は、平成 15 年に法改正がありまして、適用対象範囲が平成 16  
年 4 月からこれまでの製造委託及び修理委託、以下製造委託等と申しますけれ  
ども、この製造委託等に加えまして、情報成果物作成委託及び役務提供委託(以  
下、役務委託等)に拡大いたしましたので、このグラフに示されておりますよ  
うに平成 16 年度から大幅に件数が増加しております。平成 17 年度はその大幅  
な増加の後を受けまして、若干は増えてはいますが、ほぼ前年度並みとな  
っております。

件数で申しますと、平成 17 年度は親事業者に対しまして約 3 万社、下請事業  
者に対しまして 17 万社の合計 20 万社という大きな数の事業者に対しまして書  
面調査を行っているところでございます。

次に、違反行為に対する措置件数等についてでございます。まず、平成 17  
年度の勧告件数は 10 件であります。これは前年度の 4 件に比べまして、2.5 倍  
になっております。10 件の内訳は、これまでの製造委託等に係る分野のものが  
5 件、情報成果物作成委託関係が 2 件、役務提供委託関係が 3 件であります。  
法改正後に新たに適用対象となった分野に対しまして初めて勧告がなされると  
ともに、新分野に係るものが半数を占めております。

このように役務委託等で勧告が 5 件となりましたのは、法改正 2 年目に入り  
まして、新規分野である役務委託等に係る違反被疑事件につきましても厳正に  
対処した結果であります。ちなみに、10 件の勧告はすべて下請代金の減額の禁  
止規定に違反するものであります。

次に警告件数について述べますと、平成 17 年度は 4,015 件でございます。平  
成 16 年度から 2 年連続して大きく伸びております。顕著な伸びを示しておりま

すのは斜めの線が入っている役務委託等、つまり新たに適用対象となった分野に係るものでありまして、平成 16 年度が 1,064 件でありましたけれども、平成 17 年度は 2,064 件とほぼ倍増しております。

役務委託等につきましては、平成 16 年度は初年度でありましたので、書面手続の手続上、具体的に申しますと平成 16 年 4 月から 6 月までの 3 か月間の下請取引の実情を把握するために、平成 16 年 7 月に親事業者に調査票を発送してそれを回収し、さらに親事業者から回収した下請事業者のリストに基づきまして下請事業者にも調査票を発送するという手続をしておりました。このため、実質は半年分の事件調査しかできませんでしたけれども、平成 17 年度からは 1 年を通して事件調査ができましたので、そのことによって 2 倍程度に増えているということでありまして。

したがって、平成 17 年度に警告件数が増えましたのは違反行為が増えているということではなく、主に改正法によって適用範囲が拡大しまして、その分野での事件処理が通年で処理できたことによるものであります。

次のページを開いていただきたいと思っております。違反行為の内容について御紹介いたします。ここに図がありまして、製造委託等と役務委託等に分けて見た場合の違反行為類型別件数の違反件数全体に占める割合が示されております。ここにありまして、製造委託等につきましては支払遅延、長期手形、減額の順に違反行為が多くなっております。

一方、役務委託等につきましては、支払遅延が 77.8% と圧倒的な部分を占めております。続いて減額、やり直しの順番になっております。製造委託等と比べてみますと、役務委託等は支払遅延の割合が非常に高い一方、長期手形が非常に少ないという特徴がございます。

役務委託の支払遅延の中身を見ますと、支払期日が受領日から 60 日を超えて設定されているような、いわゆる制度遅延といわれる違反事例が大部分を占めております。また、役務委託等におきましては長期手形の違反が非常に少ないのですが、この理由は元々手形による支払いの比率が低いことによるものと考えられます。

次に、(3)下請代金の減額分の返還状況等について申します。下請法では、例えば下請代金の減額があった場合には、親事業者に対しましてその減額分を下請事業者へ返還するなどの原状回復措置を講じるよう勧告することができるようになっております。一定規模以上の警告につきましても、同様にそのような措置を採るよう指導しております。

平成 17 年度は勧告件数が多くなったことから下請代金の減額分の返還金額が増加しまして、8 億 3366 万円となっております。また、支払遅延利息の支払額につきましては、平成 17 年度は 8562 万円となっております。

下請法につきましては違反事件の処理だけではなく、むしろ普及・啓発も大事でございますので、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めるなどしまして、親事業者、下請事業者に対する研修、講習会を数多く開いて、周知徹底に努めているところでございます。以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

今、景表法違反事件の処理状況と下請法違反事件の処理状況の2件につきまして、まとめて御説明いただきました。この2件につきまして、何か御意見、御質問等がありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

森本会員 下請法ですが、1ページ目の措置件数について、実質的にはソフトサービスについて加わったためだとおっしゃいましたが、下のほうの平成15年度、平成16年度、平成17年度を見ましても、通常の製造委託等につきまして15%強、20数%と漸次増加しております。確かに上の斜線のほうが派手に見えますけれども、下のほうも漸増傾向にあるのはどういう事情なのか、少しお教えいただきたいというのが第1点です。

それから、御説明にはありませんでしたが、3ページ目の第2の下請法の運用状況等の1の概況のところ、平成17、18年度とそれぞれ増えて、平成16年度段階と比べて平成18年度末には下請法専任者の数が54名で15名増えるということであります。サービスソフトがなかった平成15年度の実員も少しお教えいただけたらということと、この15名増が新規のいわゆる真水の純増なのか、公正取引委員会内部からの調達なのか、その点もお教えいただければと思います。

石垣取引部下請取引調査室長 製造委託等につきましても平成16年度から平成17年度にかけて、約400件程度増加しております。この理由は、先ほど先生が御紹介になったとおり、執行体制の強化もあります。また、できるだけ多くの違反行為について、細かい違反につきましても是正指導をしたいということで、私ども内部で効率的な違反事件の処理に努めております。その結果であると考えております。

平成15年度の定員につきましては手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

翁会員 景品表示法の関係でお伺いしたいのですが、今のことも関連するかもしれないのですが、非常にいろいろな種類の商品についてどういう人員体制というか、どういうふう効率的、効果的に取り組もうとされているのかということについてお伺いしたいと思います。

今、消費者を活用する動きがございましたけれども、例えば消費者の方からこういうことがあったというようなことを受けてやる、例えば消費者をモニターを活用してやるというようなことなどもお考えになっておられるのでしょうか。

か。

それから、食品の原産地の表示などについては、農林水産省なども同じようなことを人員を随分使ってやっておられると思います。こういったところとの連携とか体制についてお伺いしたいと思います。

岡田取引部景品表示監視室長 先生も御承知のとおり、景品表示法に係る申告件数は非常に多いということで年間1,400件ぐらいあります。そういう中で、どの事件を取り上げていくかということになるかと思っています。私どもとしては、消費者にどのような被害が及んでいるのかという観点から、国民生活センター等々いろいろな情報交換を行うなどして、事件審査に取り組んでおります。

また、時代のニーズに合った事件を取り上げていきたいと思っています。昨年度の老人ホームの不当表示事件はその例と思います。また今年度に入ってから、結婚情報サービスについて2件の排除命令を行っています。まさに少子化を踏まえた重要な産業であり、これからもどんどん増えていくのではないかと思います。このような案件も今後取り上げていこうと考えております。

もう一方で、先ほど申しましたように地域ブランドの保護ということで、地域の活性化のために地域ブランドを保護していくことが重要であり、地域に特化したものでも、取り上げていきたいと考えております。

また、最近では低金利を反映した不当表示等も目立ってきており、これまで申しましたように全体的に消費者が何を望んでいるかとか、ニーズを見ながら、少ない人員の中で質のいい事案を調査していきたいと考えております。

次に消費者モニターの件ですが、消費者モニターを1,100名委嘱しております。消費者は一体どのような認識を持っているかというのは、事案処理に当たって非常に重要なファクターになっておりますので、消費者モニターにアンケート調査を行うことによって消費者意識の確認等もやっております。

各省との連携の問題でございますが、特に定型的なものはございませんけれども、事案に応じて農水省、あるいは特定商取引法がございますけれども、経産省とも公式ベースではございませんが、実務的なレベルで情報交換を行っております。

高橋会員 今のお話にも関連しますが、景品表示法の独禁懇174-3の資料の4ページに消費者取引適正化推進制度の導入に関しての記述がございます。これの最終のところ「適正化に関する業務に有効活用した」という表現になっているんですけども、この内容についてもう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

と申しますのは、昨年度の導入時には、この方たちの活用に関しては特定調査、情報収集、意見聴取、普及啓発と4つが掲げられていたと思うのですが、この結果を見ますと情報収集、普及啓発のところはどうも力が入っているよう

に私には読めてしまいました。まだ推進員のほうが育っていない、特定調査とかもう少し踏み込んだことができなくて（推進員を）育てている状態なのでしょうか。今後の見通しも含めて教えていただきたいと思います。

岡田取引部景品表示監視室長 できたばかりの制度ということもありまして、今、私も手探りの中で運用しているということでございます。例えば国民生活センターで情報収集した中で、実際に不当な広告表示がなされている場合については、こういった方々に協力していただいて広告の収集をしたり、いろいろな認識等の調査をしています。導入時の理念を踏まえて今後も適確に運用していきたいと考えております。

高橋会員 例えば、昨今、世の中で消費者金融の広告に関してさまざまな話題が出ていますけれども、そういうことに機動的に何かやっていただけないのかと期待を込めて申し上げるわけです。

また、従来型の調査だけではなくて、例えば最近GyaO（ギャオ）が話題になっておりますけれども、インターネットの無料視聴テレビに入っている広告はかなりいろいろなパターンのものが出ております。そういうものも実際に視聴した方から調査をしないと実態がわからないということがあります。

それはなぜかと申しますと、消費者金融がテレビCMからは表向きはかなり撤退という形になっているのですが、実態を見ますとインターネットテレビが効率的だということで広告がそちらにかなりシフトしております。そのシフトの仕方ですが、無料視聴するときには個人情報を入れますので、セグメントをして10代の人、20代の人、30代の人と、非常に有効に広告が打てるような仕組みになっております。

我が家のことを申し上げますと、私が「インターネットの広告は非常に質のいいものがあるのではないか」というふうに夕飯時に話していましたら、子供が「インターネットテレビの広告はサラ金ばかりでひどいよ」ということでございます。20代にはそういう広告が打たれていて、私の年代にはそういうものは入ってきていないので内容もチェックできないということでございます。

実際に見ている人でなければ分からない調査が出てきていると思いますので、そういうことも含めてもう少し機動的にやっていただきたいと思います。

岡田取引部景品表示監視室長 インターネットの広告につきましては、消費者向け電子商取引の適正化への対応ということで、80名を電子商取引調査員に委嘱して専門にやっているわけでございます。そういったことも含めて、今、先生がおっしゃった点を含めて鋭意努力していきたいと考えております。

平田会員 一般論ですが、常々感じていることを申し上げさせていただきます。

不当表示、特に健康食品とか老人ホームに関することは非常に重大だと私は思います。それに対する事業者、さらには消費者を含めた社会の認識がやはり

まだ低いと思います。ですから、先ほどこの法律に基づいて国民生活センターと連携をとって摘発しておられるというお話がありましたが、ぜひ厳しくやっていただきたいと思います。

それと同時に、これは邪道かもしれませんが、景表法というのはおまけに対する規制と表示の不当さに対する規制が合わさった法律です。この二つは重みにおいて非常な違いがあると思います。一般に景品表示法といわれるとおまけの話かというふうに思いがちですので、いつの日かこれを景品法と表示法に分けて、いかに不当表示が重大であるかということを行行政側でも御検討されてはいかがかと個人的には思います。

舟橋取引部長 今の御指摘の最初のほう、特に健康とか老人ホームといった高齢化社会対応のところは、先ほど室長からも御説明をさせていただいたと思います。重点施策の中でもかなり大きいほうの分野ということで積極的にこれまでもやってきましたし、これからもより一層重きを置いてやっていきたいと考えています。特に、今、仕掛品の中にも健康食品とか老人ホームがございます。

それから、景品と表示が一緒になっているのは、両方ともディセプティブ (deceptive) だという意味で一緒になっているのだらうと思います。ウエートづけについてはおっしゃる点もありまして、都道府県と話していると彼ら自身もそういうところがあります。景品表示法という略称ではなくて、不当表示法といったほうを彼らが選好することも時々あります。そういうときにはそちらに合わせて、不当表示法と呼んだりしています。御指摘も踏まえて、これから対応してまいりたいと思っております。

岡田会員 2つほど。1つは毎回この場でも出ていると思いますが、法的な措置と警告との区別です。例えば景表法の警告で結城つむぎの例がありましたが、私もテレビで出ていたような覚えがあります。警告は、調べてみて法的措置を採るまでの証拠がなかった場合に限られるのであって、しかし、もし証拠があるとすれば警告で済ますことはいけないというふうに私は理解しています。あの(結城つむぎの)例などは明白に不当表示だということではないかと思います。しかし、結城つむぎはそういうふうに今まで使われてきましたということなので、責任がないといえますか、法的措置を採るのは社会的に不相当という判断があったのか。そういう意味では、法的措置と警告の区別の理解も含めて、もし何かありましたら教えていただきたい。

岡田取引部景品表示監視室長 私どもとしては、行為の広がりとか、一般消費者に与える影響等々を見ながら事案をどう処理していくかを考えております。一般的に行為が広く行われているとか、一般消費者に対する影響が大きい場合等には排除命令を行い、違反するおそれがある場合は警告としているということです。違反につながるおそれがある、つながるという表現をしていますが、そういう場

合は注意というふうに、3つの区分で処理をしているわけでございます。

先ほどの結城つむぎの例をとってみれば、事案としては10名ほどが長年行っていたということで、それだけを見ると違法性が強いという感じがしますが、この案件は指定要件を満たさないものに重要無形文化財指定という表示をしていた案件です。指定を受けるためには3つの指定要件がありまして、その3つを満たすと重要無形文化財指定という表示ができるわけでございます。しかし、指導機関である文化庁から何ら指摘されることなく長年続けられていたこと、また、3つの指定要件のうちすべての要件を満たしていなかったということでもなかったのです。そういった点も勘案し警告としたものです。私どもとしては、事案、事案でいろいろな状況を見ながら措置を採っていくことにしているところでございます。

舟田会員 法律家からは異論がありますけれども、分かりました。

もう一つ、今年から初めて、私は消費者法の講義を法学部以外の学生にしています。もちろんこういう不当表示もそうですけれども、特定商取引は大きな分野でありますから、ある意味で初めてしっかり勉強しました。

ほかの省庁のことで失礼ですけれども、経産省の特定商取引法を見ますと、「もしお使いになりたい人はパンフレットを差し上げますから、御連絡ください」とあります。3種類か4集類あります。メールで申し込んだのですけれども、結構おもしろいものが来ました。訪問販売あるいはキャッチセールに気をつけなさいとか、「はい」と言ったらこれは契約が成立したでしょうか、答えはどっちでしょうかとか、そういういろいろなものがあります。

私はよく知らないのですが、独禁法なり景表法は公正取引協会で300円か何かで（パンフレットを）売っていると思いますが、ただでというものはあるのでしょうか。あればいただきたいと思います。

和泉澤総括審議官 私のほうから簡単にお答えします。

パンフレットそのものは研修資料ということでやっております。特に最近は法改正があったり新しい告示が出たりしておりますので、いわゆる白表紙というものはその際につくっています。

最近、出前授業などに行きますと、やはりカラー刷りがわかりやすいということで、もちろんある程度用意しておりますが、たくさんは用意できませんので、ホームページにまずわかりやすい部分でQ & A、それから告示・法律を見たい方はこちらへなっております。

読みやすいかどうかはまだ改善の余地があると思いますけれども、ある意味ではハードな形での印刷物も用意しておりますが、限りがございますので、最近のIT化を受けまして、また見やすいということもあって、ホームページへの掲載、活用、また改善も図っていきたいと思っております。

石垣取引部下請取引調査室長 先ほど下請法の運用部門の定員の御質問に答えられなかったんですけども、資料が参りましたので若干紹介させていただきます。

お手元の資料には平成 18 年度の下請法についての定員は専任者が 54 名とありますけれども、平成 15 年度からの推移を見ますと、平成 15 年度は 29 名でございました。平成 16 年度は 10 人増えまして 39 名、平成 17 年度は 4 名増えまして 43 名、平成 18 年度はここにありまして 54 名と 11 名増えております。ここ数年、執行体制のかなりの強化が図られております。

また、いずれも真水で純増しております。ただし、18 年度は定員が増えただけですので、まだ埋まっていないところはございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

景表法、下請法につきまして、ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

高橋会員 下請法についてでございますけれども、いただいている 174 - 4 の資料の 2 ページ目を見ますと、違反行為の特徴の に「長期手形は製造委託等においては 19.4%と高いが、役務委託等については 3.5%とその 5 分の 1 以下となっている」と書いてありますので、前年とものすごく変化があったのか、逆に減っているのかなと読めたのですけれども、5 ページの表を見ますと増えています。昨年の比率でいくと 1.8 のものが 3.5 で増えているわけですし、実数を見ても増えています。この辺のまとめのところの拾い方が分からなかったもので、ここに関して教えていただきたいと思えます。

昨年ですと、全体を示す行為類型のところに戻品、買ったとき、早期決済、利益提供とか入っていたのですけれども、今回はその他として連続性のない指標で、統計のとり方が変わったと思ったらそうでもなくて、5 ページを見るとかなり細かく出ています。ここからの拾い方とかその分析に関して納得がいかないところがありますので、昨年との違いについて御説明いただけたらと思えます。

石垣取引部下請取引調査室長 先生の観点から見ますと、かなり変化があると御覧になっておられるようですけれども、6 ページにあります、私どもから見ますと平成 16 年度、平成 17 年度は、基本的な傾向としてはあまり大きな変化はないと考えております。

ただ、役務委託等についての違反行為の問題ですけれども、例えば 7 ページに発注書面不交付率がございます。発注書面というのは、発注に際して下請事業者には必ず交付しなければいけないという罰則付きの義務ですけれども、これの不交付率、違反の比率を見ますと、黒い部分が全く出していなかったと疑いのあるケースですけれども、役務委託等につきましては（平成 16 年度上期の）11.3%から（平成 17 年度上期の）8.4%と改善されております。また、一部の

下請事業者に対しまして交付していなかったものが（平成 16 年度上期の）36.4%から（平成 17 年度上期の）29%と少なくなっております。ということで、私どもとしては法施行 2 年目に入りまして、下請法の趣旨がだんだん浸透しているのではないかと考えております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、平成 16 年度は通年の調査件数ではございません。件数自身が 2 倍になっているということで、年間の傾向を比較するには半年分のデータしかございません。平成 18 年度の数字が出てきますと両方ベースが合いますので、その段階ではっきりした傾向といえますか、正確な傾向を把握することができるのではないかと考えております。

後藤会長 それでは、もう一つ議題がありますので先へ進ませていただきます。企業結合事案の処理状況について、山田経済取引局企業結合課長から御説明いただきます。

山田経済取引局企業結合課長 企業結合課長の山田でございます。お手元の資料の独占禁 174 - 5 と番号の振ってあるものと、それに続いて番号の振っていない「平成 17 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の動向」と、「平成 17 年度における主要な企業結合事例について」という独占禁 174 - 6 の 3 つの資料に基づいて御説明させていただきます。

最近、いわゆる M & A ブームということがいわれておりまして、それがどういうふうに私どもの統計に反映されているかということですが、174 - 5 の「平成 17 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等の傾向について」という 1 枚紙を御覧いただきますと、平成 15 年度、16 年度、17 年度の 3 年間の合併、分割、営業譲受け、株式所有のそれぞれのトータル数を記載したものでございます

これを見る限り、例えば合計を見ますと平成 15 年度が 1,258 件、平成 16 年度が 1,037 件、平成 17 年度が 1,071 件ということで、平成 16 年と平成 17 年を比べると微増していますけれども、必ずしもいわゆるブームというような数字があらわれていないということがございます。ただし、これはあくまでも私ども独占禁止法に基づいて届出なり報告が出されたものですので、世の中のすべてのものが統計に出てきているわけではないということでございます。そこは、ギャップがあるのかなと考えております。

例えばこれを資産規模で見ますと、資料をひっくり返していただきますと、実施後の総資産 500 億円以上となる大規模案件で、例えば合併で平成 16 年度と平成 17 年度を見ますと、届出受理件数で 70 件から 88 件ということで 18 増えています。

例えば株式所有で見ますと、報告提出件数は平成 16 年度が 735 件、平成 17 年度が 788 件ですが、（総資産額が）500 億円以上のものにつきましては 60 件ほど増えています。大規模なものについては、世の中でいわれているようにふ

えていることが読み取れるところでございます。

今回の公表ですが、本文の25ページ以下に5年分の統計を記載しております。こちらから読み取れる部分について、簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、合併につきましては500億円以上の比較的規模の大きいものが増えていますが、例えば資料1-1の平成13年度から平成17年度を御覧いただきますと、一番右の欄の合計につきましては減っておりますが、500億円以上1000億円未満と1000億円以上を足したものにつきまして平成13年度は36件、平成14年度は39件で、(平成15年度は)22件とか(平成16年度は)23とだんだん減っているのですが、平成17年度には36ということで、もとのレベルに戻っていることがわかります。

他方、資料1-2ですけれども、営業譲受けについては合計も減っているし、500億円以上の比較的大規模なものについて数は漸減傾向にあります。

合併、営業譲受け、その他株式所有とか、いろいろ形態はございますけれども、そのふえ方については必ずしも一様ではないようであることが読み取れようかと思っております。

続きまして、26ページに資料1-3、27ページに資料1-4と、それぞれ業種別の届出件数が出ております。5年間のトレンドということで御覧いただきますと、卸・小売業が下から7番目に出ております。実はこの件数が平成13年度から平成17年度にいくに従って、非常に顕著に減少している傾向がございます。営業譲受けにつきましても、58件から41件に減少しています。これらの動きについては、おそらく平成13年度と平成14年度には流通の再編が行われて、それが今では一段落しているということで私どもとしてはこの数字を見ております。

28ページの資料1-5につきましては、5年間のトレンドでこれまたいろいろなことが読み取れます。例えば下から3行目の金融・保険業につきましては、19件から76件、105件と一挙に増えております。これは業界の動向というよりは、金融機関が金融機関の株式を所有する場合には別の条項で対応していたのですが、平成14年の法改正によりまして一般の法律の体系になりましたので、そこで件数がふえています。若干技術的なことで恐縮ですが、そういう理由によるものでございます。

その他、例えば30ページに、資料2として昭和22年からの企業結合関係の届出件数の数字が出ております。最近では企業結合の形態が多様化してきているということで、今のM&Aのブームとどういふふうに結びついていくのか、あるいは件数が減っているのは外に出ている部分があるのか、海外のものをどういふふうにとらえるのかとか、もしかするといろいろな問題が出てくるのか

も分かりません。今後、これについてはいろいろ検討していきたいと考えているところでございます。届出等の動向につきましては以上でございます。

次に、「平成17年度における主要な企業結合事例について」という174-6の資料に移らせていただきます。主要な結合事例は、平成16年に出しました「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」のガイドラインと結合事例の両方が一体となって、結合審査についての考え方、判断基準を示しています。これによって透明性、予見可能性を高めているのだと、従来から位置づけてきております。

結合事例集につきましては、年を追うごとにボリュームが増えてきております。

事例につきましては1から13まで13個ございますけれども、最近、経済のグローバル化ということによって海外からの競争圧力について特筆すべき事例として、二つほど簡単にご紹介したいと思います。

事例8にソニー（株）と日本電気（株）による光ディスクドライブ事業に係る合併会社の設立がございます。パソコンの主要な部品であります光ディスクドライブは、例えばCD-ROMやDVDを読み取るための部品ですが、日本のメーカーであるNECとソニーが合併会社を作るものでございます。

光ディスクドライブというパソコン機器につきましては、パソコンメーカーがユーザーになるわけですが、ディスクドライブのメーカー自体も世界中に散らばっていますし、パソコンメーカーも世界中に点在しています。特にアジア地域が多いのですが。

そうした場合に、基本的には合併審査は日本のユーザーがどういう調達行動をとるかというのが基本ですけれども、このように国内のユーザーも世界のユーザーも含めて世界中どこからでも調達してくる場合には、世界全体の市場を見て、そこでのシェアとかメーカーの市場における地位を見た上で、当該結合が日本の取引分野における競争をどういうふうに制限するのかわからないのかを判断してよいのではないかと。要するに、国内におけるシェアを見るというよりは、むしろ世界全体の市場におけるシェアを見てよいのではないかと判断をして、結論を導いた事例でございます。

それから、46ページの事例9でございます。医療機器メーカー、例えば心臓の手術用の機械や医療器具のメーカーで、実は両方ともアメリカに所在するメーカー同士の結合でありました。平成10年の独禁法改正により、基本的に結合規制につきましては外国の会社も対象としております。実際には、外国に所在する会社同士の結合は、いろいろな制約があるわけですが、本件につきましては両当事会社からいろいろな資料をいただいた上で判断した事例でございます。

本件につきましては、アメリカの連邦取引委員会、欧州の競争当局でも同様に審査を行っておりまして、公取も含めていろいろと意見交換を行って審査を進めた事例でございます。

問題となった商品の中には、例えば日本の市場におきまして、当事会社の結合によってシェアがほとんど 100%になってしまうようなものもあって、これについては独禁法上問題があるのではないかと考えたわけですが、連邦取引委員会あるいはEUで当事会社に命じた措置によって日本市場における独禁法上の問題が解消されると認めました。アメリカにおけるその措置が履行されるのであれば問題が解消されるであろうと判断して、その結合を容認した事例でございます。

今、事例 8 と事例 9 について申しましたけれども、本件で取り上げている事例の多くは海外からの競争圧力をどういふふうにも評価するかということですが、現に行われている輸入について判断したのもあれば、輸入される可能性があるというその蓋然性で判断したのもございます。こういった事例を企業の方に御覧いただくことによって、私どもの考え方をお分かりいただければ幸いですと考へて公表しているものでございます。

大変駆け足で申し訳ございませんが、以上でございます。

後藤会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

嶋津会員 御説明があった部分というのは、憶測とか観測のレベルではあるんですけども、今、話題になっているヨーロッパのアルセロールをめぐるミタルの買収の動きが日本にも波及してくるのではないかとということがあります。

そういう中で、経済産業省がこちらに対して企業結合の判断基準の見直しみたいなことを問題提起していると聞いていますが、その辺とはどういふふうにかかわっているのでしょうか。

山田経済取引局企業結合課長 今回の事例の公表ということではなくて、むしろアルセロールとミタルの合併のような話が今回の経産省の報告にどうつながっているかという御趣旨でしょうか。

海外の結合であれ、国内同士の結合であれ、国内と海外の結合であれ、基本的には日本の取引分野にどういふ影響を与えるかということが審査のポイントでございます。だから日本の市場しか見ないというわけでは決していないのですが、基本的には例えば日本のユーザーが結合によってどういふふうな不利益を被るのか、ユーザーだけではなくて消費者に対してどういふ不利益があるのかを判断するというところでございます。

もちろんアルセロールとミタルの件であっても、それが日本のユーザー特に中小企業の多くもユーザーの中にも含まれると思いますが、そういったと

ころにどういふ影響があるのかということを中心にみることになります。

今回 経産省さんが報告書を出されたわけですがけれども、海外の輸入であれ、そういったものをどういふふうには評価するかということについて、私どもの考え方は基本的に昔から変わっておりません。そういう考え方が今まで分かりにくかった、あるいはもう少し明確に示してほしいというリクエストであるとするならば、例えばこういう事例集をいろいろ積み重ねていくことによってそういうことをはっきり示していきたいとは考えております。

もう一つ、経産省の報告書の中で、いわゆる基準の見直しということもいわれております。これも実際のところ、経産省さんの報告書はいろいろなことをおっしゃっているわけですがけれども、例えばセーフハーバーの基準がございませぬ。実際にシェアを基本的な基準として、このパーセンテージ以下であれば競争政策上ほとんど問題ないであろうと思われる結合の範囲を定めたものでございませぬ。実質の基準ではなくて、あくまでもそういうふうには考えられるであろうという目安の基準がございませぬ。

実際のところ、この事例集を御覧いただいてもお分かりのように、25%とか、35%とか、極端な話をすると50%を超えていても、独禁法上問題にならないと判断した事例は幾つもございませぬ。私どもは、シェアだけを見ているわけではなくて、輸入の状況とか、類似している商品とか、隣接している競争範囲とか、いろいろなものを見て判断しているわけでございませぬ。いわゆる問題とならないであろうという判断の基準の数値がどれほど企業の行動に影響を与えるのかというのは、実際のところ若干疑問であると感じております。

答えがいろいろ拡散してしまいましたけれども、一応お答えになっておりますでしょうか。

嶋津会員 そうすると、企業に対してはあまり遠慮しないで、企業防衛上必要ならばいろいろ作戦を練ったらどうですかというインプリケーションになるのでしょうか。

山田経済取引局企業結合課長 企業防衛上なのか、いろいろ目的はおありと思ひますけれども、決して敷居が高いということにはございませぬので、いろいろ前広に御相談いただければよろしいかと思ひます。そのためにガイドラインもあるし、事例集もあるというふうには考えております。

後藤会員 ほかに何かございませぬか。

今の件で、輸入圧力を既に考慮しているということですがけれども、企業側から見ると、どの場合にどういふふうには考慮されるかということが分かりにくいということがあつたと思ひます。そういうものに対して答えるとすれば、「事例集があるじゃないですか」ということだけでございませぬか。なかなか難しいことだと思ひますが。

山田経済取引局企業結合課長 ガイドラインは考え方の基本というか、目安となるものを示しておりますので、例えば具体的にどういう要素があるときにどういう結論になるのかというシナリオを網羅的に示すことはなかなか難しいことであります。そういう意味で、事例集というか、いわば判例のようなものだと考えておりますが、そういうものを積み重ねていくことによって考え方を示していきたいと考えております。

ただ、法律もそうでしょうけれども、ガイドラインは生きた物、運用のための指針ですので、例えば経済界、学会などの各界の人たちの意見交換なりをやって、やはりここは分かりにくいというところがあれば、それは改めるのにやぶさかではないというところがございます。

後藤会長 ほかに何かございませんか。特に御意見がございませんようでしたら、ちょうど時間になりましたので、本日はこの辺で終了させていただきたいと思いません。

最後に、竹島委員長から御発言いただきたいと思えます。よろしく願います。

竹島委員長 今日もお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございました。17年度の実績報告みたいなことございまして、おもしろかったかどうかわかりませんが、お集まりいただいてありがとうございました。

簡単に申し上げますが、おかげさまで1月4日からの改正独禁法は滑り出しが順調でありました。先ほどリーニエンシーの26件の話もございましたが、犯則調査権限にしましても、勧告制度をやめて課徴金納付命令を同時に出すことも、すべて法律改正がねらったようにうまく動いています。滑り出しは順調だったと思っていますが、これからそれをきちんと定着させるためには引き続きいい情報を得て、インパクトのある事件処理をしていかなければなりません。

独禁法だけではなくて景品表示法も下請法もそうですが、きちんとした仕事をしているといい情報ももたらされます。持っていてもやってくれない役所には情報も来ません。今日の御指摘に対して、私はそう思っています。これから団体訴権も認められる法律も通ったわけですし、本当の意味で悪質な不当表示等々の消費者被害につながるようなことについてはきちんとした摘発が必要です。

それから、ペナルティーが特定商取引だけにあり、そちらに刑罰があるからこちらでは無理だとか、実はいろいろな議論がありますが、不当表示に関しては「やめなさい」と言うだけではだめだという御議論はもっともだと私も思っています。不公正な取引方法についてニーズがあるのは不当廉売と優越的地域の濫用ですけれども、それと並んで悪質な不当表示についてもペナルティーの対象にすべきではないかという御議論があるわけです。今、これは内閣府にお

いて検討していただいている基本問題懇談会のテーマになっています。私どももいろいろ勉強して、何かうまい方法がないかお手伝いをしていかなければいけないと思っています。

いずれにしても皆様方のアドバイスをいろいろいただきながら、独禁法、景表法、下請法、それぞれ厳正な執行をまずやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

後藤会長 どうもありがとうございました。それでは 本日はこれにて閉会いたします。

次回の日程等につきましては、追って事務局から御連絡いたします。本日は長時間にわたり御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

了

【資料】

- 席上配布 [特殊指定の見直しについて](#)
- 独禁懇 174-1 [企業におけるコンプライアンス体制について  
独占禁止法を中心とした整備状況と課題（概要及び報告書）](#)
- 独禁懇 174-2 [独占禁止法違反事件の処理状況について](#)
- 独禁懇 174-3 [平成 17 年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適  
正化への取組](#)
- 独禁懇 174-4 [平成 17 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化  
への取組](#)
- 独禁懇 174-5 [平成 17 年度における独占禁止法第 4 章関係届出等について  
（要約及び本文）](#)
- 独禁懇 174-6 [平成 17 年度における主要な企業結合事例](#)